

2021年度（令和3年度） 福井支部事業結果報告

(1-1) 基盤的保険者機能関係

具体的施策等		実施状況	課題と対応
サービス水準の向上			
1	現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。	グループ長補佐による進捗管理の徹底および指示により10営業日以内に支払いた。	進捗管理を徹底する。
2	加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。	電話応対の際、また、窓口において郵送での手続きを案内した。	窓口での手続きを希望する加入者もおられるが、引き続き郵送での手続きを案内していく。
3	お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から課題を見だし、迅速に対応する。	お客様満足度調査の結果を踏まえ、サービス水準を向上させるための項目を全職員に配付した。朝礼でありさつの唱和を行っている。	お客様満足度調査の結果で、ポイントが低い項目について重点的に取り組んでいく。
限度額適用認定証の利用促進			
1	オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関に申請書を配置するなどにより利用促進を図る。	限度額適用認定申請書を設置いただいている医療機関（109か所）の申請書が不足しないよう、申請書を随時発送した。	オンライン資格確認の実施状況を踏まえながら、引き続き医療機関へのフォローを行っていく。
2	医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。	社会保険協会主催の説明会などで周知した。	オンライン資格確認の実施状況を踏まえながら周知を行っていく。
現金給付の適正化の推進			
1	標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。	協会のマニュアル・審査手順書に基づき審査を行った。	支部独自ルールなどを設けることなく、引き続きマニュアル・審査手順書に基づき審査を行う。
2	傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。	傷病手当金と老齢年金や障害年金などの併給調整について、本部から提供された年金支給データを基に、速やかに傷病手当金の返納金請求を行った。	引き続き速やかな対応をするとともに、着実に返納されるよう、対象者に丁寧な説明を行う。
3	不正の疑いのある事案については、保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。	柔道整復施術療養費の不正請求疑義案件について、加入者へ照会を行うとともに、警察および厚生局に必要書類を提出した。その他不正請求疑義案件について、事業所や医療機関に照会を行うなどして適正に審査をすすめた。	不正請求疑義案件については、本部と連携しながら、また、保険給付適正化PTで議論を行い慎重に対応していく。

(1-2) 基盤的保険者機能関係

具体的施策等		実施状況	課題と対応
柔道整復施術療養費の照会業務の強化			
1	多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。	主に3部位以上（施術日数が少ないものも含め）の施術、および、部位ころがしの請求に対し、加入者へ施術内容の照会を行った。 （照会件数：2,117件）	多部位頻回の申請書は、返戻し、施術の必要性を確認している。殆どはそのまま再提出されることとなるが、施術者、患者への牽制にもなるため継続して実施し、適正受診へ繋げていく。
あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の最適化の推進			
1	審査手順の標準化を推進する。	マニュアル・審査手順書に基づき審査を行った。	支部独自ルールなどを設けることなく、引き続きマニュアル・審査手順書に基づき審査を行う。
2	受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。	受領委任の取扱規程に定められた様式にて審査をし、申請内容が不備の申請は返戻した。なお、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案はなかった。	引き続き医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ不正疑い事案について情報提供を行い適正化を図る。
被扶養者資格の再確認の徹底			
1	マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。	送付対象事業所数：9,304件 受付件数：8,631件	マイナンバーと情報連携されたことに伴い、書式が変更され、記入方法が以前より煩雑になったことが、提出率の伸び悩みに影響したと考えられるが、今年度も問い合わせがあった際には丁寧に対応していく。
2	事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。	文書勧奨を行った後、提出状況を確認しながら電話勧奨を行った。 文書勧奨：1,551件 電話勧奨：335件	未提出事業所に対し文書および電話による勧奨を行う。
3	未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。	事業所や年金機構に照会を行った。 所在不明事業所(最終)：2件	未提出事業所に対し文書および電話による勧奨を行う。

(1-3) 基盤的保険者機能関係

具体的施策等		実施状況	課題と対応
業務改革の推進			
1	現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。	定期的に勉強会を行い、また、日々のユニットミーティングにおいて、統一的な事務処理の遵守について周知徹底している。	引き続き統一的な事務処理を徹底する。
2	職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。	ユニットミーティングにおいて、グループ長補佐が審査の優先順位や件数を指示し、業務量の多寡や繁閑に柔軟に対応している。	人事異動や次期業務システム刷新時においても柔軟に対応していく。

(1-4) 基盤的保険者機能関係

具体的施策等	実施状況	課題と対応	
効果的なレセプト内容点検の推進			
1	<p>レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、レセプト点検の質的向上とシステムを活用した効率的な点検により、査定率向上に取り組む。</p>	<p>他支部の好事例や点検システムを取り入れて点検を実施した。 石川支部の点検員と意見交換会を行い、それぞれの支部の点検方法や業務スケジュールなどを共有して、自身の点検に生かした。 外部講師による研修（主にレセプトの点数が高い入院・手術の点検方法）を実施した。</p>	<p>「査定率」「1件当たりの査定額」向上のため、点数の高いレセプトから点検する。 同じ内容のレセプトで、社会保険診療報酬支払基金の支部によって審査結果が異なる場合は、支払基金福井支部へ申し入れを行う。 令和4年4月に診療報酬が改定されたため、研修などで知識の向上を図る。</p>
返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進			
1	<p>日本年金機構の資格喪失処理後10日以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。</p>	<p>資格喪失処理後、7日以内に返納催告文書を送付し、電話催告を実施した。 ・返納催告文書の送付件数 一次催告（6,018件） 二次催告（2,218件） ・電話催告件数 237件（うち有効架電58件）</p>	<p>電話催告しても電話に出ないケースが多いため、時間帯を変えて電話し接触する。 被保険者証回収不能届（従業員から保険証を回収できなかった場合、事業主が年金機構へ提出する届出。協会けんぽへ回送される。）の電話番号記載率向上のため、年金機構へ協力依頼をする。</p>
2	<p>未返納の多い事業所データを活用した事業所への文書等による資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。</p>	<p>・保険証未返納の多い事業所へ早期回収を依頼（R3.9、R4.3） 文書（858事業所） 電話（27事業所） ・保険証早期回収のチラシとポスターを事業所へ配布 新規適用事業所（486件） 新規健康保険委員（275件）</p>	<p>年金機構に提出する資格喪失届（電子申請分）の保険証未回収分について、回収を強化する。 退職後の保険証返納について、事業所から従業員に周知してもらうため、保険証返却のチラシを作成し、事業所へ配布する。 社会保険労務士に保険証早期回収の協力依頼をする。</p>
3	<p>債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。</p>	<p>・保険者間調整（協会けんぽと国保等）の間で返納金を調整）による回収件数（92件） ・弁護士催告実施件数（220件） ・法的手続き実施件数（7件）</p>	<p>債務者に保険者間調整を分かりやすく案内するため、電話や文書及び訪問にて説明し、利用を勧める。</p>

(2-1) 戦略的保険者機能関係

具体的施策等		実施状況	課題と対応
特定健診受診率、事業者健診データ取得率の向上			
1	健診機関が実施している生活習慣病予防健診の巡回健診を活用する。	周囲に健診機関が少ない地域など25会場で実施した。計680名受診	引き続き健診機関が少ない、または健診機関が遠い地域などで巡回健診を実施する。
2	事業者健診にかかる同意書提出のあった事業所から着実にデータを取得する。	データ取得15,720件（前年比+2,872）	県・労働局・協会の3者連名での文書勧奨及び中規模以上事業所への訪問勧奨を実施する。
3	特定健診の早期受診者に特典クーポンを提供する事業を実施し、受診促進を図る。	クーポン申込者2,427名（前年比+876）	受診促進キャンペーン中の支部主催集団健診の開催を増やす。
4	健診機関主催の特定健診にかかる集団健診を県内全域で実施する。	初の試みとなった無料集団健診を3日間実施した。計1,148名受診	無料集団健診が大変好評であったため、県内5会場で実施する。
特定保健指導の実施率及び質の向上			
1	検診車を利用する事業所を選定し健診当日の特定保健指導を実施する。	1健診機関の協力を得て8事業所170名に実施した。	健診・保健指導を一貫して行うことができるよう、支部保健指導者による当日保健指導のデモ実施などを行い、健診機関の保健指導者を支援する。
2	特定保健指導が未実施である大規模事業所や健診実施機関を抽出し訪問勧奨をする。	18事業所などを訪問し、138名が新規に特定保健指導を実施した。	実施率への影響が大きいと見込まれる事業所などを選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。
3	県外の適用事業所に加入する県内在住者を抽出し特定保健指導を勧奨する。	県外適用の県内在住者4事業所4名に対し実施した。	他支部の了解が得られず、利用者もほとんどないことから積極的には実施しない。
4	価値を付加した特定保健指導を勧奨する。（被扶養者）	6健診機関の協力を得て計3回30件実施した。	協力健診機関の同意のもと年間を通じて無料オプション検査などを付加した特定保健指導を実施する。
5	事業所に訪問できなかった指導対象者本人あてに情報通信技術を活用した特定保健指導を勧奨する。	特定保健指導未利用の事業所に在籍する1,620名の自宅に直接案内するも利用は2名だけだった。	個人宛に案内しても希望者がほとんどないことが分かったため、費用対効果から今後は案内を取りやめる。
6	特定保健指導対象者に漫画を活用したわかりやすいパンフレットを作成し利用増加を図る。	事業所への特定保健指導の案内に担当者用1部と対象者の人数分を同封した。	分かりやすいと好評のため、今後は事業所訪問時などに積極的に活用する。

(2-2) 戦略的保険者機能関係

具体的施策等		実施状況	課題と対応
未治療者に対する受診勧奨の徹底			
1	福井県医師会との連名による「かかりつけ医紹介はがき」を活用し早期受診を図る。	県医師会との連名による事業所経由での個人宛文書勧奨で全国2位の受診率となった。	従来の方法に加え、保健師からの電話・文書勧奨も強化する。また、新たにLDLコレステロールに着目した受診勧奨を実施する。
糖尿病性腎症に係る重症化予防事業			
1	持続血糖測定器を活用して保健指導を実施する。	糖尿病専門医1名の協力を得て6名の希望者に対し保健指導を実施した。	2年間の事業実施で希望者が少なかったことから、費用対効果を考慮し今後は取りやめる。
2	治療中断者に対して受診を勧奨する。	レセプト情報確認により、治療中断者1名に対し文書勧奨を実施した。	治療中断者抽出業務を専門業者に委託して「福井県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に則り、糖尿病、慢性腎臓病の治療中断者に対して受診勧奨する。
喫煙者対策			
1	喫煙者に対し禁煙外来等の情報を提供し、禁煙に対する動機付けを高める。	メタボリスクのある喫煙者計5,679名に対し、禁煙外来などの情報チラシを送付した。その結果、18名の禁煙外来受診者をレセプトにより確認した（対象者に占める割合は0.3%）。	情報チラシ送付は継続。国立がん研究センターが開発した喫煙対策支援プログラムを参考に事業所における喫煙対策を推進する。

(2-3) 戦略的保険者機能関係

具体的施策等		実施状況	課題と対応
生活習慣病予防を目的とした歯科受診の啓発			
1	歯周病と生活習慣病との関係や歯周病予防の重要性を周知し、定期的な歯科受診を勧める。	歯科医師が事業所を訪問し、講習会を実施。講習会の中で簡易唾液潜血検査を実施し、歯周病リスクを判定し、陽性の方へ歯科受診を勧めた。 【講習会実施件数】 11社205名検査	陽性割合は62%であり、その内34%が検査後2か月以内に歯科医院を受診した。講習後に歯周病リスクの有無を伝えたことにより、講習内容を身近に感じてもらえた成果と考えている。新たに歯科医院にポスターを掲示し、講習会実施数を増やしたい。
2	福井県歯科医師会と連携して、事業所へ訪問して歯科健診を実施する。	歯科健診の利用者は、4社92名。有所見者へ歯科受診を勧めた。	有所見率は39%。R2年度の実施結果では、有所見者の38%が健診後2か月以内に歯科医院を受診し、その後の協会からの受診勧奨により50%まで伸びている。その後の受診状況を確認すると、38%が翌年も受診しており、定期的な歯科受診が定着したのと考えている。
3	糖尿病治療者や糖尿病リスク者の重症化を予防するため、歯科受診を勧奨する。	R元年度健診時の問診結果により糖尿病治療中（服薬中）と回答された方の中、R元年度からR2年度まで歯科医院を受診していない方5,100名へ、歯科受診を勧奨した。 【受診率】 14%	これまでは糖尿病の治療をしていない高血糖者へも勧奨していたが、対象を治療中の者に限定し訴求効果を高めた案内を送付。前回の受診率11%から上昇した。R2年度の勧奨により歯科受診した者のうち、53%がR3年度も受診しており、定期的な歯科受診が定着したのと考えている。

(2-4) 戦略的保険者機能関係

具体的施策等		実施状況	課題と対応
加入者に向けた広報事業の展開			
1	メルマガやホームページを充実させ、行動変容につながるタイムリーな健康情報を発信する。	毎月10日にメルマガ配信。「世界禁煙デー」など健康にまつわる記念日に合わせ、広報を展開するように努めた。県及び市町へメルマガなど協会の広報媒体の利用を勧めた。 【メルマガ配信数(5/10号):2809件】	時季に合わせたタイムリーな健康情報が、各自治体をはじめ様々な関係各所から発信されることにより、広報に触れる機会が増え行動変容につながると考えている。関係各所の広報内容を収集するとともに、県及び市町の事業を協会加入者に伝える。
2	協会の事業について、データに基づいた情報によりプレスリリースを行う。	4月「特定健診・健トクキャンペーン」 6月「健診後の早期医療機関受診」 7月「運動習慣向上・ウォーキングラリー」 11月「健診結果(スコアリングレポート)」 12月「健康づくり宣言1000社突破」 2月「保険料率(インセンティブ制度結果)」	福井新聞2件、日刊県民福井2件、NHK1件、FBC1件とすべてが報道される状況ではなかったが、特定健診と健診結果が複数社で報道され、健康課題に対する関心の高さが伺えた。協会のデータを最大限活用し、報道によって県民の関心を高め行動変容につなげる。
3	無関心層に健康づくりへの関心が浸透するよう、新聞・テレビ・ラジオなどマスメディアを活用して広報を行う。	8月・9月に、特定保健指導(FBCラジオ)、健康経営(福井新聞)、インセンティブ制度(ハビリンビジョン)と関係する事業の広報を集中的に実施した。	本事業による無関心層の行動変容は図れないが、特定保健指導実施率や健康づくり宣言事業所は伸びていることから、一定の効果があったと考えている。インセンティブ制度の動画はその後ホームページや各種広報に掲載。視聴は334回に留まっているが、掲載媒体を検討し、広く活用する。

(2-5) 戦略的保険者機能関係

具体的施策等		実施状況	課題と対応
健康づくり宣言事業（健康経営）の推進			
1	積極的に事業所を訪問し、インセンティブ指標を中心とした健康づくりの取り組みを勧め、健康づくり宣言への参加を勧奨する。	支部長、企画総務部長、企画総務グループ職員が6班の地区割りにより勧奨を実施した。 勧奨717件、うち訪問341件、うち宣言登録248件	コロナ感染拡大により、コンスタントな勧奨ができず、また来訪者受入れを拒む事業所もあったが、令和3年度の宣言登録311件の内、約8割が訪問によるものであり、大きな成果を上げた。インセンティブに関わる健診結果データ提供や特定保健指導利用を直接働きかけることができた。今年度も、被保険者数20名以上の事業所540件を対象として、宣言勧奨を行う。
2	業態別の健康課題を分析し、業界団体と連携して健康経営を推進し健康度の向上を目指す。	福井工業大学に調査研究を委託した「糖尿病リスクの高い業種と低い業種における健康状態及び生活習慣の比較」において、座位時間が長く身体活動量が少ない「運輸・郵便業」「サービス業」が糖尿病リスクが高いという結果が示されたが、問診結果から見た業務時間外の過ごし方には違いがなかった。新たにサービス業の団体である「福井県中古自動車販売商工組合」へ広報を依頼・実施。運輸業関係では「トラック協会」「バス協会」「タクシー協会」とH29.10に協定を締結し広報を実施している。	左記のほか、建設業関係で「電気工事工業組合」、経済団体で「経営者協会」「経済同友会」「商工会連合会」で広報実施。業界団体の健康度を捉えた訴求力のある内容、インセンティブ指標を中心として事業主の行動変容を促す内容で広報を展開する。
3	経済団体や市町と連携して、健康経営の地域的な広がりを推進する。	H31.1商工会議所連合会、福井健康保険組合連合会との間で締結した「企業の健康づくり推進に向けた包括的連携に関する協定」に基づき、県内7商工会議所に共催による健康経営セミナー開催を打診。大野商工会議所で11/26に実施した。越前市「健康スマイル事業」に連携協力。44社登録。	健康経営セミナーの開催には至らなかったものの、商工会議所の機関会議や保険会社主催のオンラインセミナーで健康づくり宣言について説明。今年度も開催を打診したところ、開催形態を問わず連携して健康経営推進に取り組むことを確認した。

(2-6) 戦略的保険者機能関係

具体的施策等		実施状況	課題と対応
健康づくり宣言事業所(健康保険委員)の取り組み支援			
1	健診結果により健康度を経年比較できる「事業所カルテ」を提供し、これまでの健康づくりの取り組みを振り返りながら、健康課題の改善に向けた取り組みを事業所とともに検討する。	R元年度版カルテを5月、R2年度版カルテを12月に健康づくり宣言事業所に配布。特定保健指導時にカルテによりこれまでの取り組みの振り返りと今後の取り組み内容を事業所担当者と検討した。宣言勧奨訪問でもカルテを活用し、健康課題を説明しながら宣言項目(取り組み内容)を提案した。	現在、宣言項目(コンテンツ)の標準化、カルテの提供(プロセス)の標準化を進めている。訪問勧奨によらない宣言事業所については、カルテにより健康課題を把握したうえで宣言項目を検討していないため、全ての事業所(健診結果データ10名以上に限る)にカルテを配布する。宣言項目変更届(仮称)を新設し、カルテ提供後の宣言項目見直しを勧める。
2	生活習慣の見直しや健康リテラシー向上に資する各種講習会を事業所のニーズに応じて実施できるよう、対面実施やDVD配布、Web配信などで提供する。また、健康課題に応じたポスターを提供する。	講習会4コースを61社で実施(生活習慣病予防コース22社、メンタルヘルス17社、乳がんセミナー3社、健康運動コース19社) 生活習慣病が及ぼす影響を「知る」、自分の生活を「ふりかえる」、「予防のために」運動するをコンセプトに5分×12チャプターの動画を作成。宣言事業所にDVD配布、HP等で動画掲載(視聴回数1,295回) 運動・食事・血圧・血中脂質・血糖・メンタル・禁煙・歯科 全8コース42種類のポスターをバージョンアップ。218社3,073枚申し込み・配布。HPに掲載し自由に印刷できるように改善した。	乳がんセミナーの実施件数が少なかつたため、「女性の健康課題コース」として、女性特有の健康課題を男女ともに理解する、上手く付き合うためのセルフケアを学ぶコースに変更した。
3	チーム単位でエントリーできるアプリを利用して、運動習慣の定着とコミュニケーション醸成を目的とした「事業所対抗ウォーキングラリー」を実施する。	スマホアプリ「ほやほやウォーク」を作成し「第1回事業所対抗ウォーキングラリー」を10月～11月に実施。参加者は38社360名と少なかつたが、アンケート結果や優勝企業への取材では、運動習慣の定着やコミュニケーション醸成が確認できた。 【アンケート結果】 Q.ウォーキングを続けるか? A.37%が「継続する」 Q.事業所内で話題に上ったか? A.「毎日」23%、「週一くらい」19%	ウォーキングラリーを年2回(第2回5月～6月、第3回10月～11月)実施。期間外でも毎月事業所内ランキングが表示されるため、健康づくりの取り組みとして活用するよう勧め、参加者を増やす。 【第2回ウォーキングラリー 61社846名参加】
4	「健康経営優良法人」及び「ふくい健康づくり実践事業所」の認定に向け、各制度の評価項目に適合する取り組み実践を後押しする。	健康経営優良法人認定を目指す事業所を対象に、評価項目ごとに合致する取り組み内容の確認や今後の取り組みを提案。申請内容を事前確認(28社) 【健康経営優良法人】 大規模法人部門6社(前年比+1)、中小規模法人部門82社(前年比+18) 【ふくい健康づくり実践事業所】 65社(前年比+1)	健康経営優良法人の認定件数は全国14,554社(前年比+4,819)と1.5倍ほど増えているの比べると、福井県の伸び率は低い。各種広報や健康経営セミナーなどでの制度周知と機運の醸成、申請内容の事前確認などの支援を強化し、認定件数増を目指す。福井健康づくり実践事業所は健康経営優良法人へのステップと位置付けているため、県と連携し健康経営の裾野を広げていく。

(2-7) 戦略的保険者機能関係

具体的施策等		実施状況	課題と対応												
ジェネリック医薬品使用促進などの医療費適正化の広報															
1	ジェネリック医薬品使用割合が低い若年層へ漫画を活用したジェネリック医薬品希望シールを配布し、「子ども医療」の制度周知と合わせてジェネリック医薬品の使用を促す。	福井県・9市の協力を得て、小学校・保育園・幼稚園などを通じ、63,000枚のシールを児童・園児に9月に配布。薬局を通じて16,300枚のシールを若年層の患者へ配布した。直接的な効果測定は出来ないものの、配布ターゲットである0歳～14歳のシール配布前（R3.9）と直近（R4.2）のジェネリック医薬品使用割合を比較すると、伸び幅が大きい。	<p>全体より子ども世代のジェネリック医薬品使用割合が低いため、市で発行する「子ども医療費受給者証」に、ジェネリック医薬品使用促進を含む医療費適正化、子ども医療費の制度説明のリーフレットを同封する。</p> <p>【ジェネリック医薬品使用割合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R3.9</th> <th>R4.2</th> <th>差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳～14歳</td> <td>73.2%</td> <td>75.2%</td> <td>+2.0</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>79.1%</td> <td>79.3%</td> <td>+0.2</td> </tr> </tbody> </table>		R3.9	R4.2	差	0歳～14歳	73.2%	75.2%	+2.0	全体	79.1%	79.3%	+0.2
	R3.9	R4.2	差												
0歳～14歳	73.2%	75.2%	+2.0												
全体	79.1%	79.3%	+0.2												
2	子育て世代の健康リテラシー向上とジェネリック医薬品使用促進などの医療費適正化を目的に、広報誌を発行する。	新生児を扶養する被保険者1,338名へ、9月から広報誌を送付。合わせて、ジェネリック医薬品希望シール・お薬手帳カバーを送付した。	アンケートを同封しているものの現時点で集約結果がなく効果測定できない。今後の集約結果を参考にR5年度に事業を実施するか判断する。												
3	お薬手帳の携行を目的としたお薬手帳カバーを福井県薬剤師会と連携して配布し、かかりつけ薬局推進による重複投薬と禁忌服薬の防止、ジェネリック医薬品の使用を促す。	保険証や診察券などとお薬手帳と一緒に収納できるカバーを作成。薬局へ11,040部渡し、かかりつけ薬局普及に向けて患者へ配布した。ジェネリック医薬品軽減額通知の対象外である14歳以下のうち、複数の薬局で処方を受けていた2,443名へ配布した。	かかりつけ薬局の普及、お薬手帳カバーの持参、重複投薬・禁忌服薬の防止の観点で配布前後を比較したが、大きな変化は見られなかった。14歳以下への送付の内、対象者の1.97%が薬局を1か所（かかりつけ薬局普及）に、3.79%がジェネリック医薬品へ切り替えており、直接アプローチした効果が見て取れた。												
4	近畿厚生局福井事務所及び福井県保険者協議会と連携して、医療機関、薬局へ「見える化ツール」を配布し、全県的なジェネリック医薬品使用割合向上を図る。あわせて、医療機関及び薬局に訪問し使用促進を働きかける。	R2.12以降のジェネリック製薬企業の違反行為を受けたジェネリック医薬品に対する安心・信頼失墜、医薬品の供給不安定により、「見える化ツール」の配布を年1回に縮小。医師会・薬剤師会の理解のもと、R3.4診療分データによりR4.3に厚生局及び保険者協議会と連携してツールを送付。訪問による使用促進は躊躇した。	依然、供給不安定が続いており、使用促進を前面に訪問できる状況ではないが、公的病院や医師会・薬剤師会を通じ現状を確認していく。「見える化ツール」はデータ提供と位置づけ、医師会・薬剤師会の理解を得ながら送付したい。												

関係協議会等での意見発信

1	医療審議会、地域医療構想調整会議、国民健康保険運営協議会等に積極的に参画し、あるべき医療提供体制や加入者の健康づくりについて、データに基づいた効果的な意見発信を行い、関係機関と広く連携して事業を推進する。	コロナ禍により集合会議が難しいためか、医療審議会は1回、地域医療構想調整会議は6地区中1か所のみで開催。国民健康保険運営協議会は概ね予定通り開催された。病床機能再編支援補助金を活用した病床機能の再編・削減や、かかりつけ医の普及による外来機能の明確化・連携などについて意見発信した。	コロナ感染拡大時の医療提供体制が逼迫した状況については理解しつつも、病床機能の再編や民間病院を含めた機動的な連携の必要性も見えてきており、各種協議会などで意見発信を行う。令和6年度からの医療費適正化計画の策定に関して、保険者協議会を通じて積極的に議論に参画していく。
---	--	--	---

(3-1) 組織・運営体制関係

具体的施策等		実施状況	課題と対応
定期的なジョブローテーションの推進			
1	基礎的業務力の広範囲な習得を図るため、新入職員のOJTと若手職員の業務ローテーションを計画的に実施する。	企画総務部と業務部の両方を経験するよう、定期異動に合わせ意識的に人事異動を実施した。	新卒採用はH30.4以降、既卒採用はH30.11以降なく、新入職員の配属がない状況。内部異動も限定的にならざるを得ないが、広く経験できるよう人事異動をしていく。
2	ジョブローテーションを通じて、これまでの業務内容を再点検するとともに、先入観なく発信された問題意識を業務改善につなげる。	人事異動によって、これまでの業務内容を点検し後任に事務を引き継いでいる。後任者は引き継いだ事務を基本としながら、これまで他支部で経験した実績等を加え、業務改善を行っている。	これまでの業務を継続することが中心となっている。日々の業務でお客様から寄せられた疑問や要望を真剣に受け止め、業務改善につなげる心の余裕を持って、業務に取り組む。
3	課題に応じて、関係する職員に対して情報を周知するほか、様々な職員から意見を聴く機会を通じ、業務の連携を図りながら知識とスキルを習得する。	毎日の朝礼やグループミーティングで、本部からの事務連絡や業務課題を周知し、対応を検討している。各グループの課題を他グループの契約職員を交えて検討する「ファインミーティング」を3か月周期で実施している。	各業務において主担当・副担当を定めており、事務連絡や業務課題について担当が責任をもって主体的に実行する体制としている。ファインミーティングでは、新鮮な意見・提案が出され、業務に反映させている。
研修の実施			
1	ハラスメント防止研修、情報セキュリティ研修、個人情報保護研修、コンプライアンス研修、メンタルヘルス研修、ビジネススキル研修を計画的に実施する。	研修実施計画で定められた必須研修。ハラスメント防止研修、情報セキュリティ研修、個人情報保護研修、コンプライアンス研修、メンタルヘルス研修は全員受講。ビジネススキル研修は電話応対を中心としており、研修後にミステリーコールリサーチ（架電調査）を実施し、個別面談（Web）により評価を伝達した。	R4年度は必須研修に加え、ビジネス文書作成力研修、年金事務研修を実施する。
マネジメントの拡充			
1	事業計画の各事業における個々の役割と責任を明確にしたうえで具体的な目標を設定し、目標管理を通じて事業を計画的に着実に推進する。	年間の事業計画に沿って、上期・下期前に各職員が業務目標を設定し、業務進捗管理表等で月次の進捗状況を把握・管理。目標達成に向けて事業を推進している。	目標達成をより意識した事業推進が必要であり、各種の文書勧奨・訪問勧奨における追跡をしっかりと実施する。
2	日常的なコミュニケーションを通じ、自主性の育成やリスクの感知に努める。	毎週の全体朝礼、毎日のグループ朝礼・挨拶を通じて、コミュニケーションを図るとともに、職員の体調や異変（悩み）をチェックしている。グループミーティングや進捗管理を通じ、計画に沿って主体的に事業推進するよう指導している。	自分の立てた目標・計画に沿って、主体的に事業を進めている職員は多く、他グループと連携した事業展開も行われている。コミュニケーションが苦手な職員も少なからずおり、日々の挨拶から始めるコミュニケーション醸成を進めていく。

(3-2) 組織・運営体制関係

具体的施策等		実施状況	課題と対応
管理職による点検の実施			
1	個人情報保護管理委員会、コンプライアンス委員会を定期的に実施し、個人情報保護活動計画及びコンプライアンス推進計画を着実に推進する。	個人情報保護管理委員会を年4回、コンプライアンス委員会を年2回開催。重大事案は発生していないが、他支部での事務処理誤り事例などを踏まえた個人情報保護・コンプライアンス徹底を周知している。	個人情報漏洩のような事務処理誤りはなかったが、インセンティブレポート作成における表記誤りにより再作成が必要となった事案が発生した。今年度も全国で個人情報漏洩が発生しており、文書封緘時のダブルチェックなど個人情報の適正な取り扱いに努める。
2	定期的な自主点検と月次の確認により、各種規程の遵守を徹底する。	上期・下期に自主点検を実施。パソコンからの情報流出を防止するため、2か月おきのグループ長相互点検、毎月のグループ長点検、毎日の自己点検により、ファイルの保存状態やパスワード付与を点検している。	お客様からお預かりしている個人情報保護の重大性を常に認識し、日々の業務で適切に取り扱っていく。
費用対効果を踏まえたコスト削減等			
1	関係業者へ広く公告を周知し、十分な公告期間や履行期間の設定により、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。	参考見積を複数者から徴取し、過去の参加業者に公告を送付した結果、一般競争入札（調達見込額100万円以上）10件の内8件が競争となった。	一般競争入札に限らず、明確なスケジュールを立てて計画し、仕様の単純化や県外業者の参加、複数者からの参考見積と公告期間（10営業日以上）を確保し、競争による業者選定を行う。
2	印刷物の作成や事務作業が大量となるような業務については、事務の効率化を見据え外部委託を進める。	あらかじめ計画していた事業については、外部委託により業務を実施したが、事業変更により急遽必要になった業務により、支部で大量に印刷したケースもあった。	今年度の実施状況を踏まえ外部委託を検討し、次年度に予算要求する。コピー用紙の使用量を把握しながら、経費削減・業務効率化を進める。

(4-1) 令和3年度KPI一覧

No	項目	目標	実績	目標差	達成状況
1	サービススタンダード（現金給付の申請受付から支給まで10日間）	100%	100%	—	達成
2	申請書郵送化率	95.0%	94.8%	▲0.2%	未達成
3	柔道整復施術療養費の施術箇所3部位以上かつ15日以上の施術の申請割合	0.58%	0.53%	+0.05%	達成
4	被扶養者資格再確認書（被扶養者状況リスト）の提出率	93.0%	92.8%	▲0.2%	未達成
5	社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検査定率 査定率=レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額	0.31%	0.32%	+0.01%	達成
6	再審査レセプト1件当たりの査定額	5,985円	5,521円	▲464円	未達成
7	日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率	94.44%	90.38%	▲4.06%	未達成
8	資格喪失後受診による返納金債権の回収率	60.30%	32.62%	▲27.68%	未達成
9	生活習慣病予防健診実施率	65.6%	63.9%	▲1.7%	未達成
10	事業者健診データ取得率	13.0%	12.7%	▲0.3%	未達成
11	被扶養者の特定健診実施率	25.8%	24.3%	▲1.5%	未達成
12	被保険者の特定保健指導実施率	26.4%	19.3%	▲7.1%	未達成
13	被扶養者の特定保健指導実施率	15.6%	9.1%	▲6.5%	未達成
14	受診勧奨後3か月以内の医療機関受診率	18.0%	14.8%	▲3.2%	未達成
15	健康づくり宣言事業所数	900事業所	1051事業所	+151事業所	達成
16	健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数割合	61.5%	65.6%	+4.1%	達成
17	ジェネリック医薬品使用割合	80.0% (R4.3)	79.3% (R4.2)	▲0.7%	未達成
18	一般競争入札に占める一者応札案件の割合	20%以下	20% (2/10)	—	達成